

## ④ 神奈川県高等学校奨学金（貸付け）

【問合せ先】 県教育委員会財務課高校奨学金グループ 電話（045）210-8251

### 貸付対象 次のア・イ・ウのいずれにも該当する者

- ア 神奈川県内に生徒又は保護者が居住し高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程）に在学する者
  - イ 保護者（同一生計の父母。父母がいない場合は、代わって家計を支えている人。）の市町村民税所得割額の合計が245,800円未満である者
  - ウ 学校長が推薦する者
- 連帯保証人（独立の生計を営む成年者）が2人必要になります。（貸付決定後に、印鑑登録証明書とともに借用証書を提出していただきます。）
- 奨学金の貸付けは、選考により決定しますので、応募要件を満たしていても応募者が多数の場合は貸付けを受けられないことがあります。

### 貸付額

私立 月額10,000円、20,000円、30,000円又は40,000円から選択

国公立 月額10,000円又は20,000円のいずれかを選択

※ 新入生以外は、私立30,000円、国公立10,000円、が月額の上限となりますが、要件を満たし希望する場合は、月額10,000円を加算することができます。

### 貸付期間

4月から翌年3月までの1年間（毎年度申請が必要です。）

### 貸付方法

4月分から9月分までを7月下旬に、10月分から12月分までを10月下旬に、1月分から3月分までを1月下旬に奨学生が指定した金融機関口座に振り込みます。

### 返還

- ◆返還開始 高等学校等卒業後6か月経過した後から
- ◆返還期間 貸付期間の4倍以内の期間
- ◆返還猶予 進学した場合等、申請により返還開始の猶予が可能です。
- ◆返還免除 一定の条件を満たした場合には、返還が免除になることがあります。

### 予約採用

高等学校等への進学を予定し、進学後の奨学金の貸付けを希望する中学3年生を対象に、中学在学中に新年度の奨学生の選考を行います。（高等学校等入学後に申し込む場合と内容は変わりませんが、1回目の貸付時期が早くなります。また、短期臨時奨学金を申し込むことができます。）

- ◆募 集 11月上旬に中学校を通じてご案内します。担任の先生等にお申し出ください。また、次のホームページからも応募資料を取得できます（11月上旬掲載予定）。  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f324/>
- ◆手 続 き 直接、県の教育委員会へ申し込みます。また、高等学校等への進学後に改めて願書を提出する必要があります。
- ◆貸付方法 4月から9月分までを5月下旬に奨学生が指定した金融機関口座に振り込みます。10月分以降については、高等学校等入学後に申し込む場合と同じです。

### 短期臨時奨学金（予約採用となった方のみ）

高等学校等に在学することとなる生徒の進学準備のための費用に充てることのできるよう、入学前の3月に高等学校奨学金の一部に相当する額を前倒して貸し付ける制度です。

- ◆貸付金額 120,000円
- ◆対 象 者 高等学校奨学金の予約採用奨学生として採用された方
- ◆申込方法 予約採用の決定時にご案内します。
- ◆返還方法 入学後に応募する高等学校奨学金の貸付金の一部と相殺して返還します。